

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第1回飯塚市農業振興地域整備促進協議会
開催日時	令和2年10月19日(月) 午後1時30分～午後2時50分
開催場所	飯塚市役所本庁4階入札室
出席委員	福澤委員、茅野委員、上田委員、大熊委員、新開委員、須堯委員、田中委員、穂坂委員、荻野委員、岸本委員、石川委員、宮崎委員、横山委員、奥山委員、深町委員 計15名
欠席委員	岡本委員 計1名
事務局職員	村上農林振興課長、大塚農業振興係長、河原 計3名
農業委員会事務局	田中局長 計1名
会議内容	<p>1 協議会会長及び副会長の選出について (飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則第6条に基づく)</p> <p>(1) 会長の選出 委員より、福澤委員の推薦の声。 諮った結果、異議なしの声多数により福澤委員が会長に就任。 ～会長が議長となり議事進行～ (飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則第7条に基づく)</p> <p>(2) 副会長の選出 委員より、会長の協議会運営のサポートのため、会長が指名するようにとの声。 会長より、上田委員を指名。 諮った結果、異議なしの声多数により上田委員が副会長に就任。</p> <p>2 農振法および農地法について</p> <p>(1) 農業委員会田中局長より、農地法及び農地転用の手続き等について資料に基づき説明。</p> <p>(2) 農林振興課大塚農業振興係長より、農業振興地域の整備に関する法律及び農業振興地域整備計画の変更(除外)について資料に基づき説明。</p>

3 農業振興地域整備計画の見直しについて

事務局：現在飯塚市では平成30年度から令和2年度の3か年をかけて農業振興地域整備計画の見直しを行っております。見直しに伴い、除外編入の申出受付を一時的に停止しておりましたが、令和2年8月より受付を再開しております。

見直し方針として現状の土地利用計画図を基に、これを精査し除外及び編入箇所を検討しております。

ア) 山林化した農地について、現地調査を実施しております。

単純に山林原野化している農地を全て除外するわけではなく、山際で荒廃の程度が特に大きい農地等、周辺の状況等を鑑みながら、除外することで周辺の農地に悪影響が出ない場合に限り除外候補地としています。

イ) 編入申し出があった農地（穂波）及び各種農業用施設について編入を実施しています。

ウ) 各種助成金の交付対象地については除外すると、交付金の返還となることから除外対象地としておりません。

エ) 年数経過に伴い地番の変更がっておりますので地番を修正しております。

農用地面積集計表（概算）については、見直し前の農用地区域面積は2225.70ha、編入が2.10ha、除外が124.08haとなり差し引き121.98haの減となり、見直し後の面積は2103.72haとなっております。こちらについては、現在県との協議中であることから確定値ではありません。

国県の方針について農用地面積については国・県が令和7年の目標面積を示しています。今後、県との協議の中で、面積について何らかの指摘がある可能性がありますが、山林化した農用地については回復が困難であるのが現状ですのでそれを踏まえ引き続き県と協議を行います。県協議については可能であれば11月中にも完了したいと考えております。

補足として、前回協議会開催時にご指摘を受けた除外後未転用の案件についてですが、調査したところ7件対象がありました。編入の意思確認を行いました。7件とも編入の意向がないという回答がっております。うち2件については農業委員会事務局へ転用の相談がっております。今後につきましては、今年度より誓約書をとるようしており、誓約書につきましては、除外後2年以内に転用を行わなければ青地に戻してもかまわないという内容となっております。

議長：ご意見、ご質問、異議等あれば発言を求めます。
A 委員：農用地面積は確定しているのですか。詳細については協議会にて協議してないと思います。
事務局：県との協議が終わり次第、協議会で報告します。
A 委員：県協議後の工程についてお伺いします。協議会で承認を得た場合、告示をするのですか。
事務局：農業委員会・JA(農協)に意見照会后、告示をします。
A 委員：全体見直し終了前に受付を再開しているが問題はないのですか。また、青地に編入した場合、一定期間除外ができないなどの縛りはあるのですか。
事務局：受付再開について支障はないと考えております。また、農用地に編入後、一定期間除外できなくなるという縛りはありません。
議長：その他意見等、ございませんか。
委員：(多数) 異議なし。
議長：それでは、事務局にて引き続きご対応お願いします。

4 農用地利用計画の変更について

(1) 綱分1700番2、1700番3、田2筆、987㎡、資材置場 建設計画による除外申し出について

事務局：除外申出書に基づき説明

議長：ご意見、質問、異議等あれば発言を求めます。

B 委員：本件は除外の要件を満たしており、かつ、地元の下承を得ておりますが、除外を行いますと農地の虫食いが進むこととなります。全体見直しによってその点が何らかの改正等があるのですか。

C 委員：全体見直しにて具体的にどこを見直しているのか改めてお聞かせください。

事務局：合併前旧1市4町の計画を精査し、一定の農地の広がりがある箇所については青地のままとしています。特に筑穂地区については、山際の山林化した農地について、全箇所現地調査を実施しております。位置的に問題があれば青地は除外できませんので、位置的に支障がない箇所を除外候補地としています。ただし、候補地については県との協議結果により、内容の変更がある可能性もあります。
また、除外要件については法律で定められておりますので変更はできません。除外の申出があった案件については、要件を満たしていれば受理しなければなりません。

B 委員：要件については問題ないのですが、全体見直しによって何らかの改正があるものと理解していました。

事務局：これまで実施していなかった旧1市4町の計画を見直し、山際で竹が生えているなど、農地性がない場所を除外候補地としています。全体見直しとは別の話であり、本件のような除外申出に基づき除外をすることによって将来的に農地の虫食いが進行する点については、今後の協議会での協議事項であると考えます。

B 委員：受付日はいつ頃ですか。

事務局：令和2年8月中頃であったと記憶しています。

B 委員：受付は8月ということですか。

事務局：そのとおりです。事前相談を受けたうえで受理しています。

D 委員：クラッシャーと書いてありますが資材置場、それとも粉砕機ですか。粉砕機であれば、ほこりや騒音等ありますので苦情が出るのではないですか。

事務局：クラッシャーは石材の一種です。資材置場にて内容を確認、地元の同意もとれております。

議 長：その他意見等、ございませんか。

委 員：(多数) 異議なし。

議 長：それではこの除外案件について承認すべきものといたします。

(2) 久保白525番2、田1筆、461㎡、一般住宅建設計画による除外申出について

事務局：除外申出書に基づき説明

議 長：ご意見、質問、異議等あれば発言を求めます。

委 員：(多数) 異議なし。

議 長：それではこの除外案件について承認すべきものといたします。

(3) 内野3580番1、3581番1、畑2筆、3629番、田1筆、3,173㎡、植林植樹計画による除外申出について

事務局：除外申出書に基づき説明

議 長：ご意見、質問、異議等あれば発言を求めます。

C 委員：地目は山林になるのですか。

事務局：植林となれば山林となります。

C 委員：田、畑のままではだめなのですか。

事務局：事業内容が桜の植林となっておりますので山林となります。

	<p>議 長：その他意見等、ございませんか。</p> <p>委 員：(多数) 異議なし。</p> <p>議 長：それではこの除外案件について承認すべきものとしたします。</p> <p>(4) 内野2439番、畑1筆、2440番、2441番、田2筆、2,406㎡、植林植樹計画による除外申出について</p> <p>事務局：除外申出書に基づき説明</p> <p>議 長：ご意見、質問、異議等あれば発言を求めます。</p> <p>委 員：(多数) 異議なし。</p> <p>議 長：それではこの除外案件について承認すべきものとしたします。</p> <p>5 その他について</p> <p>事務局：通常、協議会では対象農地の現地確認を行い、会議を開催しております。コロナの状況もありますので開催方法等については会長、副会長と検討後開催としてよいでしょうか。</p> <p>委 員：(多数) 異議なし。</p> <p>以上をもちまして、第1回飯塚市農業振興地域整備促進協議会を終了いたします。</p>
会議資料	
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0人)</p>
その他	